

2020 年 8 月 24 日

関西電力金品授受問題への見解

日本原子力学会倫理委員会¹

2019 年 9 月、関西電力株式会社（以下、同社）の役職員らが、同社の原子力発電所立地自治体の元助役（故人）から、多額の金品を受領していたこと等が報道された（以下、本件）。倫理委員会は、本件について倫理の観点から検討することが必要との認識に基づき、同社の第三者委員会の報告書（2020 年 3 月 14 日、以下、第三者委報告）が公表されたことを踏まえ、日本原子力学会倫理規程（以下、本会倫理規程）の内容に照らして議論を行った²。

すでに同社は、電気事業法に基づく経済産業大臣からの業務改善命令を受けて業務改善計画を提出するとともに、社長名で「ステークホルダーのみなさまに対する宣誓」を行い、「安全最優先」と「社会的責任の全う」を基軸とし、不退転の決意で改革を断行する旨を述べている。我々倫理委員会は、同社が自ら示した業務改善計画が積極的かつ確実に実行されることを期待するとともに、以下に、本件に対する倫理委員会としての見解を 3 点述べる。

1 誠実性・正直性の観点から

憲章 4. 誠実性原則・正直性原則 会員は、法令や社会の規範を遵守し、自らの業務を誠実に遂行するとともに、社会に対する説明責任を果たし、社会の信頼を得るように努める。

第三者委報告によれば、元助役から同社及び関連会社の役職員に対して多額の金品が提供され、それを受領した者は 75 名、総額約 3 億 6000 万円相当に上るとされる。これほど大規模な金品の授受が長年にわたって行われ、その多くが通常の社会的儀礼の範疇を大きく超えるものであったという事実は、本会倫理規程 憲章 4 に照らして大いに問題があったといえる。

業務に関わる行為は、常にその正当性を他者に説明できることが必要であるが、本件における金品授受は、明らかに正当性を欠いていたことが推認される。第三者委報告は、この正当性を欠いた元助役との不適切な関係が長期にわたり維持され、抜本的な対処ができなかったことについて、外部からの期待よりも自社の業務運営を重視した内向きな企業体質と、同社組織のガバナンス機能の欠如による問題の先送りを指摘している。

また第三者委報告は、国税局の税務調査対応を契機として本件が発覚した後、同社の一部経営陣上層部が社内委員会を立ち上げ調査報告書をまとめはしたものの、取締役会に報告せず、社外公表の議論もなされなかったことについても、同様の問題を指摘している。原子力分野を含めさまざまな組織において、情報開示に関する不適切な対処により信頼失墜を招いた例は枚

¹ 賛成 11、反対 1、棄権 2、不投票 0

² 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面での議論は避け、メール審議及びオンライン会議により実施した。

挙にいとまがないにも関わらず、それらから学び自組織の活動に反映できなかったことは、誠に遺憾である。本会倫理規程は、憲章 4 に係る行動の手引 4-8 に「情報の隠蔽は社会との良好な関係を破壊する」ことを明記しているところだが、適切な業務運営及び、情報公開を実行していくためには、行動の手引 4-5「社会からの付託」を意識して行動することが重要である。

2 行動原理の観点から

憲章 1. 行動原理 会員は、人類の生存の質の向上および地球環境の保全に貢献することを責務と認識し、行動する。

本会倫理規程には、憲章 1 に関連して、行動の手引 1-1「専門性と自律ある行動により原子力の適切な発展を図る」、1-2「諸問題の解決のために不断の努力を払う」、1-3「それぞれの階層でリーダーシップを発揮する」、1-4「技術を扱う者の行動によって社会から信頼が得られるように心掛ける」がある。また、先述の憲章 4 に関連して、行動の手引 4-2 で契約に関する注意をも謳っている。

第三者委報告は、同社役職員から元助役に対し、事前発注等の特別な配慮が行われてきたとの事実認定を行っており、これは、通常の商慣習に照らしても凡そ適切とは言い難い。

倫理委員会としては、この問題を調達管理の適切性という観点にとどまらず、原子力安全の向上に責任を有する事業者求められる自律性の観点からも検討した。憲章 1 の実現には、行動の手引 1-1 に明記した「専門性と自律ある行動」が不可欠と考えるからである。

現在、原子力発電所を運転する事業者は、規制要求への適合にとどまらず、さらなる自律的な安全性向上のマネジメントを行う「リスク情報を考慮した意思決定」(Risk-Informed Decision Making: RIDM) の実現に向けて取り組んでいる。また、2020 年 4 月からは、米国の原子炉監視プロセス (Reactor Oversight Process: ROP) を参考にした新検査制度が、わが国でも本格運用を開始している。これらはいずれも、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、規制適合の自己目的化を避け、原子力安全に最も重要な責任を持つべき事業者自身のリスクマネジメントの責務を明確化するための改革の一環として位置付けられ、事業者がより自律的・主体的に安全確保を行うことを前提としている³。

調達管理の適切な実施も当然その中に含まれているが、本件に見られる発注に係る情報の事前提供等の特別な配慮は、自律的なリスクマネジメントの営みとはかけ離れており、原子力安全確保にも影響を与えうる問題として認識することが求められる。原子力施設の立地・運営にあたり立地地域との共生を目指すことは必要条件の一つであるが、それは憲章 2 にある「公衆の安全をすべてに優先」させることが前提であり、立地地域もそれを望んでいる。本件を受け、事業者が改めて自ら価値の相克に向き合いながら適切に優先順位をつけたマネジメントを行うことにより、自律的・主体的な安全確保とその向上を実現することに期待する。

³ 本会倫理規程では、福島第一原子力発電所事故後の改訂の際に、行動の手引 2-8「規制適合が目的化することへの戒め」を追加した。

3 組織文化の醸成の観点から

憲章 7. 組織文化の醸成 会員は、所属する組織の個人が本倫理規程を尊重して行動できる組織文化の醸成に取り組む。
--

第三者委報告からは、元助役との関係に悩んだ同社担当者がその窮状を社内で訴えていたにも関わらず、同社は組織として問題に対処することをせず、現場担当者の努力に任せていた様子がうかがえる。憲章 7 で組織文化の醸成の重要性を謳っているが、本件の経緯を見る限り、倫理に関わる問題について、組織内での自由な話し合いや行動変革に向けた取り組みは十分に行われていたであろうか。

また、行動の手引 7-3 は、「組織運営に責任を有する会員は、本倫理規程の意義と重要性を認識し、組織に所属する個人（会員および非会員）が本倫理規程に基づいて行動することができるよう伝え、その環境を整える」ことを明記している。本件には同社の経営層を含む幹部が関わっていたが、自らの所属企業における組織文化の改善に向け努力すべき余地があったと考える。

本件を、同社あるいは当該地域特有の問題と捉える意見もある。たしかに、第三者委報告が強調しているように、長年にわたる元助役との関係性や元助役個人の性格といった本件特有の背景が、関係者の行動に深く影響を及ぼしたとの見方も可能であろう。

しかし、組織のコントロールが完全には及ばない外部からの制約（例：納期遵守やコスト削減の圧力、現場の実態と乖離した法規制など）が原因となって、組織内部での非倫理的な行動を誘発するという問題の構造には、他の多くの事例と共通する点がある。また、問題の原因解消に向けた組織としての対応の不十分さや、問題発覚後の情報開示を含む対応の不適切さは、さまざまな事例により繰り返し指摘されてきた事案である。

日本原子力学会会員、特に組織運営に責任を有する会員（賛助会員における経営者や幹部を含む）は、上述のような観点から各所属組織が同様の問題を抱えていないかを見直し、よりよい取り組みを模索いただきたい。情報開示を含む適切な業務運営の実行には、「社会からの付託」（行動の手引 4-5）を意識した上で、組織を構成する一人ひとりが「各々の階層でリーダーシップを発揮」（行動の手引 1-3）することの重要性を認識し、組織や組織が行っている取り組みを継続的に改善しようと努め、実行することが必要である。加えて、原子力の事業や研究に携わる組織や個人には、調達管理も含めた自律的なマネジメントを実践し、より主体的に安全確保を行うことを期待する。

倫理委員会としても、絶えず自らの活動の改善を試み、今後も年会・大会や倫理研究会での議論、事例集の発行等を通じ、倫理規程の浸透に向けた取り組みを継続し、会員その他の原子力に携わるすべての関係者が倫理的に行動できるよう、その役割を果たしていく。